

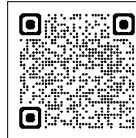


「村民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼決定通知書」を郵送します

通知書を受け取った方は、必ず課税内容を確認してください。課税内容に疑義がある場合や、毎年通知書を受け取っている方で6月19日(金)までに通知書が届かない場合は、お問い合わせください。

なお、村民税・県民税・森林環境税を給与から天引きされている給与所得者は、事業所を通じて「特別徴収税額の決定通知書」を配付しています。

【問い合わせ】税務課(☎282-1711) ▽課税に関すること…住民税担当(内線1117) ▽納付・口座振替に関すること…収納管理室(内線1114)



確定申告期限後の申告は、税額等に反映されていない場合があります

3月17日以降に確定申告をした方で、今回送付する通知書に内容が反映されていない場合は、次の納期等での課税または税額変更等を行い、変更通知書を郵送します。また、税額変更等の対象となった方は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の税額や給付の判定等に影響することがあります。保険料等に変更があった場合には、変更通知書等でお知らせします。

納税は便利・安心・確実な口座振替で！

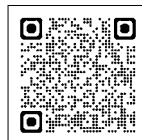
村内金融機関または税務課へ申し込みください。

なお、第1期分から口座振替を希望する方は、6月19日(金)までに税務課へ申し込みください。

【申し込みに必要なもの】▽村内金融機関…通帳、金融機関の届け出印、納税通知書 ▽税務課…キャッシュカード(要暗証番号入力)、来庁者の本人確認書類

二次元コード決済も利用できます！

「e L-Q R」が記載された納付書は、二次元コード納付に対応した金融機関や各種スマートフォン決済・クレジットカードでも納付することができます。詳細は、「地方税お支払いサイト」をご覧ください。



浄化槽に関する補助金を交付します

《合併処理浄化槽設置事業》

【対象】主に以下の要件を満たす方

◇村の公共下水道事業計画区域外に合併浄化槽を設置する ◇専用住宅(店舗併用の場合は居宅部分床面積が2分の1以上) ◇令和9年3月31日(水)までに村の完了検査を受けることができる ※その他の要件は、お問い合わせください。

【補助金額(上限)】①合併浄化槽設置補助

大きさ	設置基準	補助金額
5人槽	140平方メートル以下	33万2,000円
7人槽	140平方メートルを超える	41万4,000円
10人槽	二世帯住宅 (浴室・台所をそれぞれ別に設置)	54万8,000円

②単独処理浄化槽またはくみ取り槽からの転換補助

補助対象	補助金額
単独処理浄化槽の撤去費補助	15万円
くみ取り槽の撤去費補助	12万円
単独処理浄化槽から雨水貯留槽への転換	12万円
合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事費補助	33万円

《浄化槽転換・雨水貯留槽再利用補助事業》

【対象】公共下水道事業区域で単独処理浄化槽または合併処理浄化槽を雨水貯留槽に転換する、村税に未納がない方

【補助金額(上限)】1基あたり9万円

【対象となる工事】◇浄化槽のくみ取り・清掃 ◇浄化槽内部の不要部品の撤去・仕切り板の穴あけ工事 ◇雨どいから浄化槽までの雨水排水管の設置工事 ◇ポンプ設置・散水栓の設置工事

【申請にあたって】

◇合併処理浄化槽の設置や浄化槽転換・雨水貯留槽の再利用を検討している方は、事前にご相談ください。
◇合併処理浄化槽設置事業、浄化槽転換・雨水貯留槽再利用補助事業のいずれも、補助金申請の要件を事前に確認した上で申請書をお渡しします。◇必ず、工事に着手する前に申請してください。

【申し込み・問い合わせ】下水道課管理・業務担当(☎282-1711 内線1192)